

る権利について決定する権限を有する。

外交

ケベックは現在カナダが締結している諸条約に引き続き拘束される。セント・ローレンス水路に関する協定を尊重し、（それを管理する）国際合同管理委員会の正会員となるだろう。NATO（北太西洋防衛機構）やNORAD（北米大陸防空機構）などの同盟についても、ケベックはその責任を尊重し、その目的にしたがつて貢献をしよう。ただし、ときが来れば、国際法の定めにしたがつてこれらの条約から脱退することもあり得る。

ケベックは、国際舞台で十分その役割を果たし、その利益を守るために、国連および国連の諸特別機関への加盟を求める。

フランス語圏諸国との関係を進める一方、コモンウェルス（英連邦）にとどま

りたい。

連合

ケベックは、孤独に生きることは欲していない。むしろ、最初から相互依存を受け入れてきた。ただ、相互依存の条件を決めるに当つては、ケベックも直接関与したいのである。

そこで、ケベックは、ケベック以外のカナダに対し、連合条約の交渉を提案する意図である。条約は交流を継続させ、長期的にそれが急速かつ均衡のとれた発展をするよう、カナダの現在の経済的一体性を維持するのが、第一の目的である。

同条約は両者間の共同活動の領域を定め、経済・通貨同盟の維持を確認し、目標についての合意が望まれる領域を決め、

さらに連合が正常に機能するための規則や機関を設立し、その費用の負担方法について決定する。

共同活動の領域

①物資の自由な流通 物資の自由な流

通を図るため、ケベックとカナダ間にあら現在の状況を維持し、また両者とも国境に関税障壁を設ける権利を放棄する。

外国に対しては、両者はそれぞれの短期的、長期的利益や、貿易、関税障壁に関する多国間協定を念頭に入れて、必要と思われる保護関税を共同で設置しよう。

②通貨同盟 ドルを唯一の法貨とし、動産、不動産、信用状は、引き続きドル

で表示する。資本の流通は自由であるが、それぞれが外資法を定め、あるいは必要であれば、ある種の金融機関に関する独自の規則を設けることはできる。

共同体の運営機関

カナダとケベックが連合として機能するためには、連合条約に定められた事項について決定権をもつ。基本的問題に関する決定は、両政府間の合意を必要とする。

①共同体理事会 ケベックとカナダの閣僚から成り、連合条約に定められた事項について決定権をもつ。基本的問題に関する決定は、両政府間の合意を必要とする。

②専門家委員会 共同体の事務局で、ケベックとカナダの専門家で構成される。

最高機関。その決定は最終的で、両政府を拘束する。裁判官は、両者から同数づつ選ばれる。

④通貨管理機関 通貨を発行し、交替レ

トを管理し、中央銀行の諸活動を調整する。

③人々の自由な往来 ケベックとカナダ間の国境では警察による監視をせず、人々が自由に往来できるようにする。両者間の通行にパスポートが不要であるのはもちろんである。

相互理解の領域

通貨および経済共同体が正常に機能するよう、両者は鉄道、航空輸送、内陸水路輸送などに関する特別協定、あるいはエア・カナダ（カナダ航空）やカナダ国鉄などの共同経営に関する特別協定を結ぶようにする。こうした努力は、防衛など他の分野にも広げることができよう。



下院議席の内訳

